

# 土壤汚染対策法・県民の生活環境の保全等に関する条例 が改正されました

## 900m<sup>2</sup>以上の土地の形質の変更を行う場合に 届出と地歴調査\*が必要になりました。

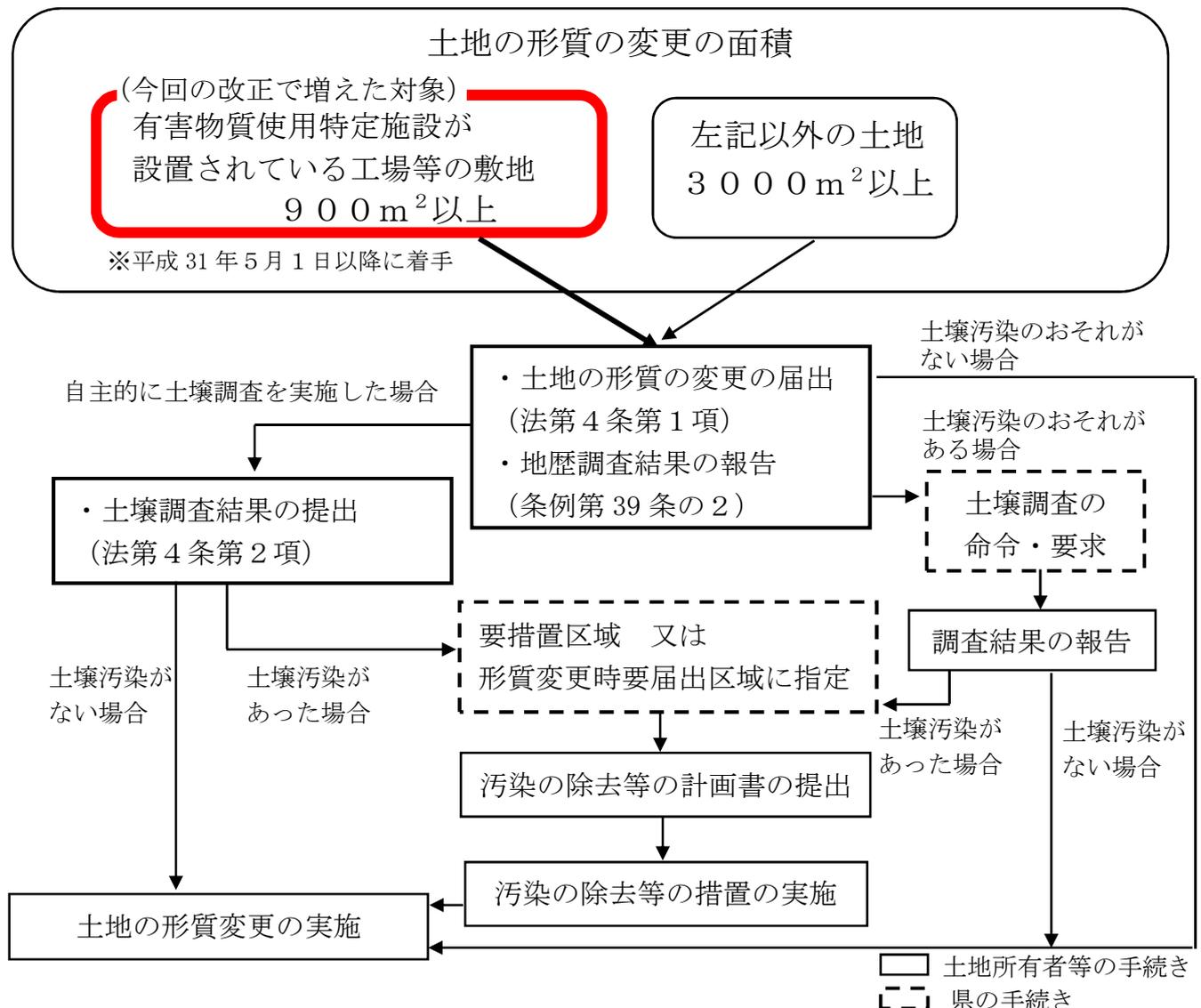
※過去の有害物質の使用状況等の調査

### ○概要

土壤汚染対策法（以下「法」という）が改正（平成 31 年 4 月 1 日施行）され、水質汚濁防止法で規定される有害物質使用特定施設が設置されている工場等の敷地において、900m<sup>2</sup>以上の土地の形質を変更する場合は、土地の形質変更をしようとする者は、着手する日の 30 日前までに届出が必要になりました。

また、県民の生活環境の保全等に関する条例（以下「条例」という）が改正（平成 31 年 4 月 1 日施行）され、法と同様に、水質汚濁防止法で規定される有害物質使用特定施設が設置されている工場等の敷地において、900m<sup>2</sup>以上の土地の形質を変更する場合は、土地の形質変更をしようとする者は、事前に地歴調査の報告が必要になりました。

※硝酸化合物等、1, 4-ジオキサンのみ使用の場合を除く



## ○届出が不要な行為

- 1 法第3条第1項ただし書の確認に係る土地についての土地の形質変更  
※法第3条第7項の届出が必要になります。
- 2 次のいずれにも該当しない行為など
  - イ 土壌を当該土地の形質の変更の対象となる土地の区域外へ搬出すること。
  - ロ 土壌の飛散又は流出を伴う土地の形質の変更を行うこと。
  - ハ 土地の形質の変更に係る部分の深さが50cm以上であること。

## ○届出に必要な書類

- ・法第4条第1項
  - 1 一定の規模以上の土地の形質の変更届出書（様式第6）
  - 2 土地の形質の変更をしようとする場所の位置図
  - 3 土地の形質の変更をしようとする場所を明らかにした平面図、立面図及び断面図
  - 4 土地の形質の変更の範囲の地番がわかる図面（盛土・掘削の範囲がわかるもの）
  - 5 土地の形質の変更の実施についての同意書（届出者と土地の所有者が同一の場合は不要）
  - 6 土地の所有者が確認できる書類（公図、土地の登記簿等）
- ・条例第39条の2第1項
  - 1 過去の特定有害物質等取扱事業所設置状況等調査結果報告書（様式第32）
  - 2 地歴調査結果

※以下のURLに様式があります。

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/mizutaiki/0000047870.html>

## 届出書等の提出先一覧

土地の所在地	提出先	住所	電話番号
豊川市、蒲郡市、田原市	東三河総局 県民環境部環境保全課	〒440-8515 豊橋市八町通 5-4	(0532)35-6112
新城市、設楽町、東栄町、豊根村	東三河総局 新城設楽振興事務所 環境保全課	〒441-1365 新城市字石名号 20-1	(0536)23-2117
犬山市、江南市、稲沢市、岩倉市、清須市、北名古屋市、豊山町、大口町、扶桑町	尾張県民事務所環境保全課	〒460-8512 名古屋市中区三の丸 2-6-1	(052)961-7254
瀬戸市、小牧市、尾張旭市、豊明市、日進市、長久手市、東郷町			(052)961-7255
津島市、愛西市、弥富市、あま市、大治町、蟹江町、飛島村	尾張県民事務所 海部県民センター環境保全課	〒496-8531 津島市西柳原町 1-14	(0567)24-2131
半田市、常滑市、東海市、大府市、知多市、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町	尾張県民事務所 知多県民センター環境保全課	〒475-8501 半田市出口町 1-36	(0569)21-8111 (代表)
西尾市、幸田町	西三河県民事務所 環境保全課	〒444-8551 岡崎市明大寺本町 1-4	(0564)27-2875
碧南市、刈谷市、安城市、知立市、高浜市、			(0564)27-2876
みよし市	西三河県民事務所 豊田加茂環境保全課	〒471-8503 豊田市元城町 4-45	(0565)32-7494

(平成31年3月31日現在)

